

中国における模倣品業者の行政摘発について

パナソニック コネクト株式会社は、中国において、弊社製実装機用補修パーツの模倣品を製造販売している模倣品業者のそれぞれに対し、行政摘発請求を行いました。

当該請求を受けて、中国の深セン市場监督管理局が摘発を行い、商標権侵害と認定し、模倣品製造販売の禁止と罰金の支払いを次の業者に命じました。

模倣品業者

- ・ 深圳凱鑫宇电子科技有限公司
- ・ 深圳市鼎太风华电子科技有限公司
- ・ 深圳市鑫创鑫自动化设备销售部
- ・ 深圳市同兴发自动化设备有限公司
- ・ 深圳市景洩科技有限公司加工贴标和销售
- ・ 深圳市桥南达飞科技有限公司
- ・ 深圳市艾得利斯科技有限公司

模倣品の例

- ・ 弊社製実装機用補修パーツ（計 160 種、6,345 点）



模倣品（補修パーツ）をご使用されますと、安全にご使用いただけない場合や、実装機本体に不具合が生じる恐れがあります。その際には弊社の正規アフターサービスを受けられない可能性がございます。かかる模倣品のリスクを回避し、弊社製実装機を安心してご使用いただけるよう、正規ルートでお買い求めいただき、模倣品をご使用にならないように、十分ご注意ください。

パナソニック コネクトは、お客様の安全を守り、モノづくり品質の向上に貢献できるよう、今後も知的財産権の保護に取り組み、模倣品の製造販売等の不法行為に対し、毅然とした姿勢で臨んでまいります。

■発行元

パナソニック コネクト株式会社 プロセスオートメーション事業部

カスタマーサクセスコアセンター 回路形成プロセス総括部 O&M ソリューション推進部

■お問い合わせ

ご不明な点については、下記フォームよりお問い合わせをお願いいたします。

[お問い合わせフォーム](#)